

2021年10月11日

各位

会社名 株式会社ジョイフル
 代表者名 代表取締役社長 穴見 くるみ
 (コード番号 9942 福証)
 問合せ先責任者 取締役管理本部長 野島 豊
 (TEL 097-551-7131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、2021年11月26日(金)開催予定の第47期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

感染症の流行、災害等の不測の事態が原因で株主総会を適時に開催することが困難であると判断される場合においても、株主総会の決議を要せずに剰余金の配当等を行うことを可能とするため、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。また、本定款変更が効力を生じた後も株主総会においても剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(自己の株式の取得) 第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、 <u>取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第10条～第40条 (省略) (新設)	第9条～第39条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。 (新設) (新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会の決議により定めることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を <u>することができる。</u>
(中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、 <u>中間配当をすることができる。</u>	(削除)
第43条 (省略)	第42条 (現行どおり)

3. 日程

- (1)定款変更のための株主総会開催期日 2021年11月26日(金)
- (2)定款変更の効力発生日 2021年11月26日(金)

以 上